

令和元年度 一般環境中のダイオキシン類常時監視結果について（概要）

令和 2 年 6 月
環境立県推進課

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき、一般環境中のダイオキシン類の汚染状況を把握するため、大気、水質・底質（川底等の泥）、地下水及び土壌に含まれるダイオキシン類の測定を行った結果は下記のとおりであり、全ての項目・地点で環境基準を達成した。

記

1 調査期間

2019年4月～2020年2月

2 調査地点数

- (1) 大 気 : 3 地点…年 4 回
- (2) 水質・底質 : 12 地点（河川 : 3 湖沼 : 5 海域 : 4）…年 1 回
9 地点（河川）…年 5 回
- (3) 地下水 : 6 地点…年 1 回
- (4) 土 壌 : 8 地点（一般環境土壌 : 4 地点、発生源周辺土壌 : 4 地点）…年 1 回

3 分析機関

株式会社日本総合科学山陰支所（米子市灘町三丁目 148-1）

4 測定結果の概要

測定結果は表 1 のとおりで、全ての項目・地点で環境基準を達成。

また、各調査項目の平均値は、平成 30 年度の全国調査の平均値と同程度または下回る結果であった。

表 1 ダイオキシン類測定結果

調査区分	測定結果			全国(平成30年度平均)			環境基準
	平均	最小	最大	平均	最小	最大	
大気（一般環境）	0.0076	0.0065	0.0085	0.0018	0.0032	0.17	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
公共用水域	水質	0.13	0.048	0.31	0.18	0.0084	4.1 pg-TEQ/L 以下
	底質	4.2	0.16	23	5.9	0.0083	430 pg-TEQ/g 以下
地下水	0.048	0.047	0.048	0.044	0.0072	0.36	1 pg-TEQ/L 以下
土壌	一般環境	0.23	0.0081	0.7	1.4	0	30 pg-TEQ/g 以下
	発生源周辺	0.61	0	1.4	4.7	0	150 pg-TEQ/g 以下

※大気及び水質の基準値は、年間平均値。

※二重測定の結果は含まない。

表2 大気のダイオキシン類濃度

※括弧内の数値は二重測定結果

測定地点	春季	夏季	秋季	冬季	年間平均値
倉吉保健所（倉吉市）	0.0064 (0.0068)	0.0072 (0.0073)	0.0062 (0.0063)	0.0062 (0.0062)	0.0065
米子保健所（米子市）	0.0079	0.0094	0.0076	0.0062	0.0078
境港市役所（境港市）	0.0086	0.0077	0.011	0.0066	0.0085
環境基準（単位：pg-TEQ/m ³ ）					0.6 以下

表3 公共用水域（水質・底質）のダイオキシン類濃度

※括弧内の数値は二重測定結果

測定地点		水質	底質	
河川	天神川 穴鴨	0.051	0.16	
	日野川 生山	0.065 (0.063)	0.16 (0.16)	
	阿弥陀川 所子	0.059	0.42	
	塩	県道上（本流上流部）	0.17	11
		県道下（本流上流部）	0.14	2.9
		国道東（本流中流部）	0.28	4.8
	川	国道東合流地点（本流中流部）	0.31	3.8
		塩川橋上流100mの地点（本流中流部）	0.26	5.7
		塩川橋（本流下流部）	0.26	1.9
		支流上流地点（支流上流部）	0.063	1.8
湖沼	東郷池	主要流入水路中流（支流中流部）	0.13	2.1
		国道東（支流下流部）	0.29	3.0
	中海	下浅津地先	0.17	0.92
		東郷池中央部	0.17 (0.16)	15 (15)
		境水道中央部	0.051	0.27
海域	日本海	葭津地先	0.051	23
		米子湾中央部	0.063	9.8
	美保湾	湯梨浜町泊地先1 km	0.048	0.19
		北栄町松神地先1 km	0.049	0.22
		境港市昭和町境港防波堤灯台の北方0.2 km	0.051	0.22
米子市大篠津町地先沖合0.5 km		0.049 (0.049)	0.58 (0.56)	
環境基準（単位：水質 pg-TEQ/L 底質 pg-TEQ/g）		1 以下	150以下	

表4 地下水のダイオキシン類濃度

測定地点	測定結果
(旧東伯町) 民有地	0.048
(三朝町) みささこども園	0.048
(旧泊村) 湯梨浜町筒地飲料水供給施設	0.048
(旧米子市) 米子市立啓成小学校	0.048
(日吉津村) 学童農園	0.048
(旧溝口町) 金屋谷水源地	0.047
環境基準	1 以下

表5 土壌（一般環境）のダイオキシン類濃度

※括弧内の数値は二重測定結果

測定地点	測定結果
(旧倉吉市) 西武者緑地	0.16 (0.15)
(旧米子市) 米子市立啓成小学校	0.082
(旧中山町) 旧逢坂保育所	0.70
(日南町) 山上地域振興センターグラウンド	0.0081
環境基準	1,000 以下

表6 土壌（発生源周辺）のダイオキシン類濃度

※括弧内の数値は二重測定結果

測定地点（発生源）	測定結果
小田東第2児童遊園地（ほうきリサイクルセンター）	0.53
南部町立西伯小学校（南部町・伯耆町クリーンセンター）	0 (0)
上大山配水池（名和町クリーンセンター）	1.4
沖新田集会所（白浜浄化場）	0.49
環境基準	1,000 以下

【参考】

○ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。

○1 pg（ピコグラム）は、1兆分の1グラム。

○TEQ(Toxic Equivalent : 毒性当量)

ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるので、最も毒性の強いダイオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値で評価する。この場合に「TEQ」という単位が使われる。

○ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）【抜粋】

第26条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質（水底の底質を含む。以下同じ。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。